

確認申請 ～ 大河原土木かわら版 ～

- ◎構造計算適合性判定指摘事項の電子メール通知が始まりました。
- ◎宮城県道路位置指定基準を掲載しました。
- ◎石綿障害予防規則が改正されました。

4月1日付けの人事異動で、建築班のメンバーが変更になりました。
3年間お世話になりました技術主幹の高橋正則が住宅課に転勤し、後任に建築安全推進室から高橋広美が参りました。
今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

～ 平成21年度の大河原土木事務所建築関係職員です。～

所 長	大内 章由 (気仙沼土木事務所から)	技術副所長	平間 哲男 (H20年度から現職)
技術次長(班長)	小関 純一 (H18年度から現職)	技術主幹	小野 貢 (H20年度から現職)
技 師	高橋 広美 (土木部建築安全推進室から)	技 師	山際 太亮 (H20年度から現職)
臨時職員	佐藤 峰子 (平成21年度から)	臨時職員	半沢 嘉子 (H21年度から)

構造計算適合性判定指摘事項の電子メール通知が始まりました。

県では、確認申請の審査等期間の短縮に向けた対応として、構造計算適合性判定に係る補正手続きに電子メールを活用することとしました。

1 制度の概要

- ・構造計算適合性判定において追加説明等を要する指摘事項があった時点で電子メールで対応します。
- ・建築主事等からの通知とは別に、構造計算適合性判定機関等から直接、当該指摘事項の写しを通知します。
- ・このことにより、建築主事等からの文書が交付される前に補正作業に着手できるようになります。

2 通知の対応を受けるには？

- ・副本(適判用)に別添の「様式1」を添付のうえ、確認申請をして下さい。
- ・本対応は建築主の任意であり、強制ではありません。

3 指摘事項の写し交付に対応する構造計算適合性判定機関等

- ・宮城県
- ・財団法人 宮城県建築住宅センター
- ・日本ERI株式会社仙台支店

その他の機関に判定を求める場合は対象外となります。

※ 参考(<http://www.pref.miyagi.jp/kentaku/KenchikuSidou/topic/090311tekihantaiou.html>)

宮城県道路位置指定基準を掲載しました。

宮城県道路位置指定基準は、建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定について具体的な取り扱いを定めたものです。

建築確認の接道や道路位置指定を検討する場合には、本基準を参考にして下さい。

1 道路位置指定基準は、建築宅地課のページ

(<http://www.pref.miyagi.jp/kentaku/KenchikuSidou/KenchikuKijun/10Douroitishitei.htm>)をご覧ください。

2 様式については、建築宅地課「申請書ダウンロード」建築基準法に係る各種申請書等(その他)

(<http://www.pref.miyagi.jp/kentaku/01shinsei/04kenntiku3.html>)からどうぞ。

石綿障害予防規則が改正されました。

改正により、石綿の事前調査の結果の掲示や負圧除じん装置の設置等が新たに盛り込まれました。

1 事前調査の結果の掲示

建築物等の解体等の作業を行う際に、石綿等の使用の有無に関する事前調査の結果の概要等を、労働者が見やすい箇所に掲示することが必要になりました。

※ 建設リサイクル法の届出書に添付する「別表1－建築物に関する調査の結果－付着物の有無」の欄に石綿の事前調査の結果を記入することになっているので、留意してください。

2 負圧除じん装置の設置等

吹付け石綿の除去等の作業を行うに当たっては、隔離の措置の他、作業場所の排気に集じん・排気装置を使用すること、作業場所を負圧に保つこと、作業場所の出入口に前室を設置することが必要になりました。

その他の項目は、厚生労働省のページ

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/pamph/index.html>)を確認してください。

お知らせ

大河原土木事務所建築班のホームページをご覧ください。

このかわら版をカラーで見ることができます。

これまで発行したかわら版をはじめ、各種情報も掲載しています。

(宮城県庁 → 土木部 → 大河原土木事務所から入って下さい)

様式1

構造計算適合性判定における指摘事項の写しの交付について

県では、建築確認手続の円滑化を図るため、指定構造計算適合性判定機関が、建築主事又は指定確認検査機関に構造計算適合性判定における指摘事項を通知する際、併せて指摘事項の写しを希望する交付先に電子メールで通知することとしております。

通知を希望する場合は、以下の事項を記入の上、建築確認申請書又は計画通知書に添付してください。

なお、この通知は、建築主事又は指定確認検査機関から建築主に通知される正式な「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」ではないことから、正式な通知書では、指摘事項が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

建築物の名称		
希望する交付先にチェックをし、氏名・メールアドレスを記入してください		
交付先	氏名	メールアドレス
<input type="checkbox"/> 構造設計者		
<input type="checkbox"/> 意匠設計者		
<input type="checkbox"/> 建築主		

※構造設計者・意匠設計者は確認申請書第二面・計画通知書第二面に記載のある者に限ります。

建築物の 解体等の作業における石綿対策

改正石綿障害予防規則の概要

石綿の事前調査の結果の掲示や負圧除じん装置の設置等の内容が新たに盛り込まれた改正石綿障害予防規則が**平成21年4月1日**より施行されます。

また、一部の**船舶の解体等作業**についても規制が強化され、**平成21年7月1日**より施行されます。

